

災害の時 地域の支援を必要とする人たちがいます

地震や風水害などの災害が起こった場合、高齢者や障がいのある方などは、避難をする時に何らかの手助けが必要です。近年、災害時に高齢者や障がいのある方たちが逃げ遅れて被災するケースが増えています。

災害時に支援が必要な人とは

災害発生時に、自力での避難が困難な人がいます。このような人は、災害発生時においてその人の状態に応じた配慮や支援が必要になります。



移動が困難な人



日常生活で介助が必要な人



耳が不自由、目が不自由な人



肢体の不自由な人



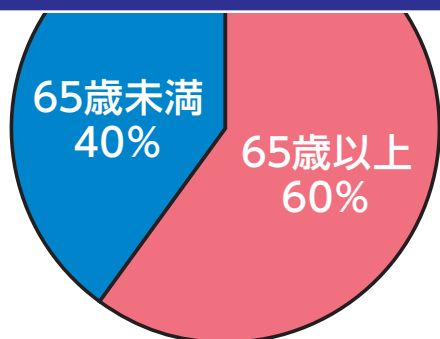
日常生活で医療装置、装具が必要な人



精神的に不安定な状態の人

平成23年の東日本大震災では、多くの高齢者や障がいのある方、避難支援者が犠牲になりました。

被災地全体の死者数の内65歳以上の高齢者の死者数は約6割



障がいのある方の死亡率は、健常者の死亡率の約2倍

消防職員や消防団員、民生委員・児童委員など多数の支援者が犠牲になりました

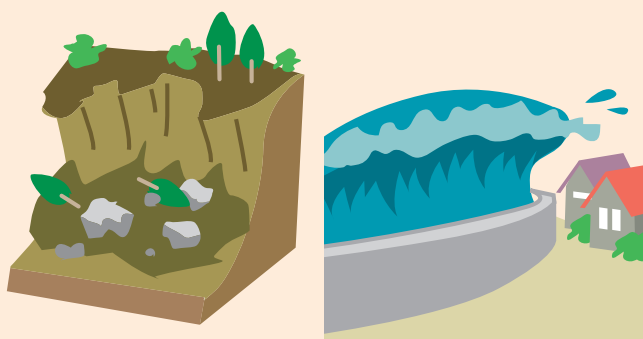
死者・行方不明者の数	消防職員、消防団員	281名
	民生委員・児童委員	56名

出典：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月)/内閣府

国の取組指針

東日本大震災の教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう平成25年に「災害対策基本法」が改正されました。

- ① 災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)の名簿の作成が、市町村に義務付けられました。
- ② 避難行動要支援者ご本人から、個人情報の外部提供に同意を得られた場合、平常時から災害に備えて地域の避難支援の関係者(自主防災組織等)に名簿を提供できるようになりました。

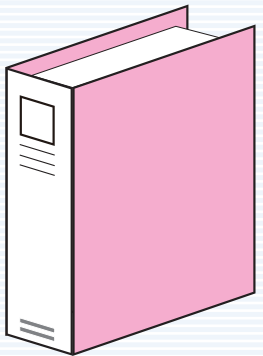


「避難行動要支援者名簿」を作成しました

大規模な災害が発生した直後は、行政ができることにも限界があるため、地域の共助による支援が重要となります。

一人で避難することが困難な方を地域の皆様が事前に把握し、安否確認や避難支援に役立てるため、「避難行動要支援者名簿」を作成しました。

名簿に登録されている方は、下記の表①～⑥に該当する方です。



「避難行動要支援者」とは？

高齢者や障がいのある方など、災害時に自分一人で安全に避難することが困難で、他の人の支援を必要とする方のことです。

那覇市では、在宅の方で次の①から⑥の方を要支援者とし、名簿に登録しています。

ただし、施設入所者や長期入院患者は除きます。

要件	人数
① 要介護認定1から5を受けている方	7,676人
② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)を所持する方	5,689人
③ 療育手帳A1・A2を所持する方	611人
④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方	917人
⑤ 特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者	70人
⑥ 65歳以上の高齢者のみの世帯	47,703人
合計(実人数)	50,877人

※①～⑥の要件が重複している方がいます

(令和元年8月7日時点)

「避難行動要支援者名簿」とは？

避難行動要支援者の方たちの住所や年齢、性別、支援が必要な理由（高齢者、障がい、要介護、難病など）をまとめた名簿です。平常時からの見守り活動や、災害が起こったときの安否確認や支援等に活用します。

那覇市では、民生委員・児童委員へ名簿を配布し、平常時からの見守り活動に活用しています。

民生委員・児童委員には、名簿情報に関して守秘義務が課せられています。



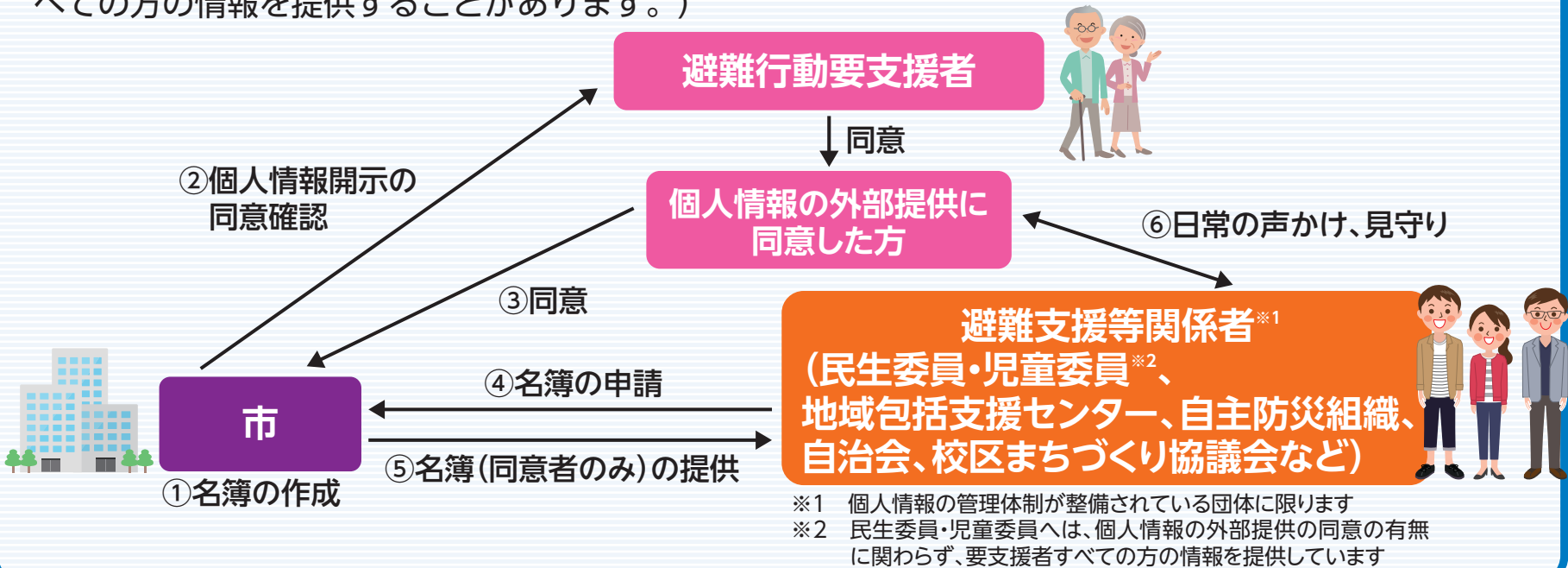
名簿を活用した民生委員による見守り活動

名簿は本人の同意なく提供されるの？

避難行動要支援者のうち、個人情報を外部に提供することに同意した方のみ、自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供されます。

個人情報の外部提供に同意しなかった方については、外部に提供されません。しかし、平常時から名簿の情報を提供し、避難支援等関係者や地域の方と関係を作っておくことが、災害時の迅速な避難支援につながります。

(人命に関わるような甚大な災害が起こった場合は、同意の有無に関わらず、名簿に登録されているすべての方の情報を提供することがあります。)



通知が届いたら、返送を!

もしもの災害に
備えて

那覇市から避難行動要支援者の方へ

「避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書」、
「個別避難計画書」を郵送します

10月から来年3月にかけて、下記の①～⑤の要件に該当する方約8,000人に「同意書」「個別避難計画書」を送付します。内容を確認し、必要事項を記入の上、ご返送ください。

郵送の
対象者

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ① | 要介護認定4・5を受けている方 |
| ② | 身体障害者手帳1・2級(総合等級)を所持する方 |
| ③ | 療育手帳A1・A2を所持する方 |
| ④ | 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方 |
| ⑤ | 特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者 |

※要介護認定1から3の方、65歳以上の高齢者のみの世帯は、次年度以降に郵送を予定しています



避難支援等関係者への平常時からの名簿提供には、**本人の同意が必要です**

自主防災組織などの避難支援等関係者への名簿提供にはご本人の同意が必要です。

名簿は災害時の避難支援だけでなく、平常時の見守り活動に活用することができ、日頃から地域の方と関係を作っておくことが災害への備えにつながります。

同意したらどうなるの?

同意した方の名簿を那覇市で作成し、自主防災組織や地域包括支援センター、自治会などの避難支援等関係者からの申請により提供します。

なお、名簿の提供を受けた団体には守秘義務が課せられます。

個別避難計画書とは?

災害時に誰と、どこに、どうやって避難するかをまとめた避難行動要支援者一人ひとりの避難計画書のことです。

もしもの災害に備え、自身や家族と話し合い、個別避難計画書を作成しましょう。また、避難支援を円滑に行えるよう家族などの避難支援者と個別避難計画を共有しましょう。

同意したら必ず支援してもらえるの?

同意することで災害時に支援が受けられやすくなりますが、**支援を保証するものではありません**

個人情報の提供に同意された方の情報は、自主防災組織などの避難支援等関係者からの申請により提供し、平常時の見守りや災害時の支援に役立てます。しかし、災害時は支援者自身の安全確保が優先され、その上で避難支援を行いますので、避難支援を保証するものではありません。

※同意書、個別避難計画の様式は、市のホームページからも入手できます。

ご存知ですか? 万が一の備え 『緊急医療情報キット』

那覇市社会福祉協議会では、健康に不安を抱える高齢者や障がいのある方の安心・安全を守る取り組みとして、『緊急医療情報キット』の設置を推進しています。専用の容器にかかりつけ医や緊急連絡先などを記載した情報用紙を入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで緊急時に救急隊員等が必要に応じキット内の情報を確認します。設置は無料で、「同意書」でも申請が可能です。那覇市社会福祉協議会の職員がご自宅に訪問し設置いたしますので、詳しくは、那覇市社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

※すでに『緊急医療情報キット』をお持ちの方※

情報用紙に記載されている情報(お薬情報や連絡先等)が最新のものとなるよう、定期的なチェック、訂正をお願いいたします!

那覇市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL: (098) 857-7766 FAX: (098) 857-6052



災害に備えて できることから始めてみよう 日頃からできること

避難行動要支援者は(高齢者や障がいのある方など、災害時に自分一人で避難することが困難な方)

1.近所の人たちと知り合いに

災害時に頼りになるのは「近所の方」です。

- お互いに顔見知りでなければ、いざというとき近所の方が支援することができません。
日頃から近所の人とあいさつを交わし、関係を作っておきましょう。
- 地域の行事に参加し、地域の人と交流を深めましょう。

平成7年の阪神・淡路大震災では、救助された人のうち8割が家族や地域の人に救出されました。



2.個人情報の外部提供に同意しましょう

- 那覇市が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供することに同意しましょう。そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります。

3.個別避難計画書を作成しましょう

- 自身や家族で個別避難計画書を作成し、家族などの避難支援者と情報を共有しましょう。

地域の方や避難支援等関係者は(民生委員・児童委員、地域包括支援センター、自主防災組織、自治会、校区まちづくり協議会など)

1.避難行動要支援者とのコミュニケーション

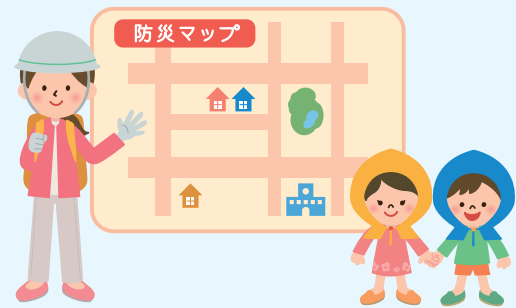
- 挨拶などのご近所づきあいを通して、近隣に住む高齢者や障がいのある方などと日頃から顔の見える関係を作っておきましょう。
- 地域の行事などを利用し、要支援者に声をかけてみましょう。

2.見守り活動

- 避難行動要支援者名簿(同意者のみ)を活用し、見守り活動を行ってみましょう。

3.防災訓練への参加

- 避難行動要支援者にも参加を呼び掛け、一緒に避難経路や避難所を確認し、避難時に何が必要か把握しましょう。



災害時にできること

避難行動要支援者は

1.身の安全を確保しましょう

- 地震の場合は、テーブルの下などに隠れましょう。外の場合はブロック塀、看板などから離れましょう。

2.避難情報を確認しましょう

- 避難に関する情報が発令されたら、情報に応じて避難行動をとりましょう。



地域の方や避難支援等関係者は

1.情報伝達

- 要支援者へ災害の情報を伝えましょう。
「避難勧告が発令されましたよ。」
「避難所が開設されましたよ。」

2.安否確認

「地震がありましたが、ケガはありませんか?」

3.避難支援

- 要支援者を避難所等へ誘導しましょう。
「一緒に避難所まで行きましょう。」



※上記の避難支援は、避難支援者とその家族の安全が確保された上で、可能な範囲で行いましょう。